

広島市告示第101号

令和8年3月16日

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定によって、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、広島市道路交通局道路管理課において、令和8年4月15日までの間、縦覧に供する。

広島市長 松井 一實



1 指定する道路の路線及び区間

次表のとおり

道路の種類	路線名	区間
一般国道	国道2号	安芸区中野東一丁目地先（海田町境）から 安芸区上瀬野町地先（東広島市境）まで

2 占用の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 指定する期日 令和8年4月1日